

弁理士

本試験で思考停止を防止する
3つの方法
【馬場 信幸 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 180242

MU18024

平成 30 年短答試験分析（総論）

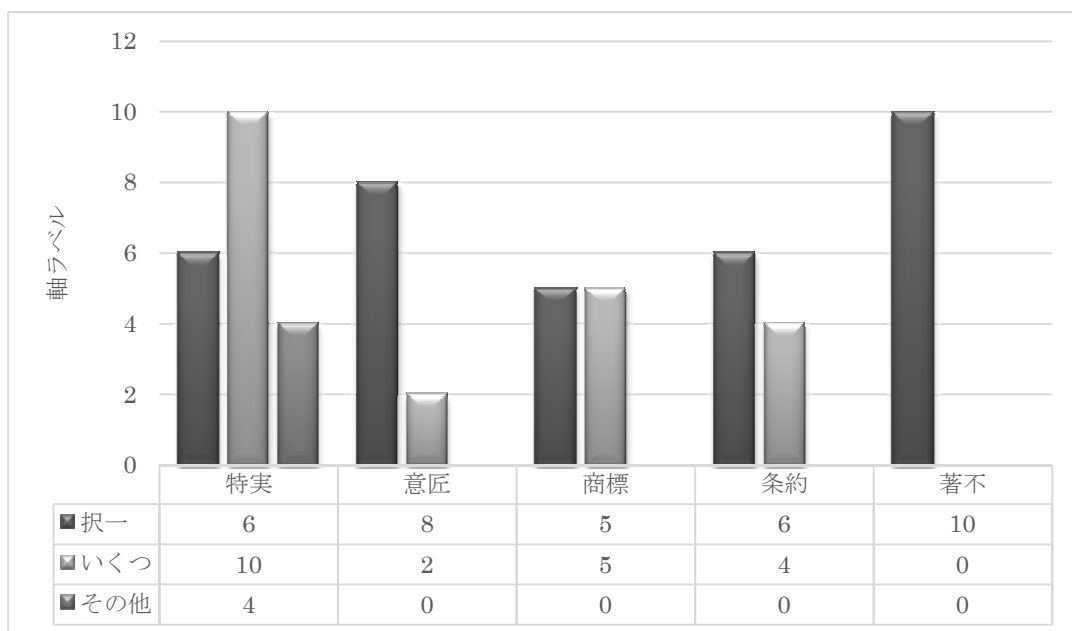
平成 30 年短答試験お疲れさまでした。科目別の出題形式は定着してきましたが、問題文の長さ、多さは昨年通りでした。そのため、多くの受験生にとって、効率良く問題を解かないと時間が足りなくなってしまうという状況となりました。

さて、今年は全体的に「解きやすい問題」が多かったと感じた人も多かったと思います。例えば、著作権・不正競争防止法は、問題として簡単ではないと思います。しかし、「正解の枝」の判断がしやすく、結果として「全枝は解らないが正解は出せた」という人が多かったと思います。それは、商標法以外の科目にも当てはまります。

今年の結果を振り返ることは、来年の合格につながります。模試や答練とちがい、緊張状態の中で問題を解いたことを反省することは必ず必要です。一枝一枝の内容を確認することは当然重要ですが、それだけではなく、これからの学習に活用出来る対策をしていきましょう。

5 枝択一問題の減少

5 枝択一問題は、今年は 35 問と昨年に比べて更に減少しました。今年の問題における 5 枝択一問題とその他の問題の分布は以下の通りです。



いくつかあるか問題又は2つの枝を選ばせる問題が昨年と比較して増加しました。特許法では14問（昨年は11問）、意匠法で2問（昨年はなし）、商標で5問（昨年は6問）、条約でも4問（昨年も4問）出題されました。不正競争防止法・著作権法については、昨年に引き続き全てが5枝択一問題となりました。

弱点分析

まず、本試験について試験結果を振り返る必要があります。今年の短答本試験を受験されたことは、受験勉強をしたこと以上に、「受験した」ことが大きな武器となります。それにより、今年の学習スケジュール、学習目標が決まるからです。

今年の短答試験の結果を活かすためには、自分自身で短答試験の分析をし、反省をする必要があります。各問題の難易度について検討しています。

Aランク

条文レベルや過去問の知識で正解が導き出せる問題。また、条文の趣旨を考えれば、少なくとも正解の枝は特定できる問題。

Bランク

今までの過去問の知識では正解を導き出すのが難しい問題。過去問では出題が少なく、手薄となっている条文が問われている問題。問題文の表現が細かく、うっかりミスを誘発しやすい問題。

Cランク

今までと傾向が異なり、受験生が正解を導き出すのが難しい問題。条文、過去問でもあまり問われていないため、知らないと解けない問題。

	特許法・実用新案法			意匠法			商標法			条約			著作権法・不競法		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
○															
×															

間違い分析シート

問題番号	理由	原因	対策
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		
	1. 知らなかった 2. 問題うっかり 3. 規定うっかり 4. 消去法でミス 5. わからない		

4 ● 19 本試験で思考停止を防止する3つの方法（馬場レジュメ）

■□MEMO□■

本試験で思考停止を防止する3つの方法

本試験での思考停止

今回のガイダンスのテーマである「本試験での思考停止」とは、一体どういうことでしょうか？

思考停止＝考えることができない＝問題が解けない

ということになります。それでは、なぜ思考停止になってしまうのでしょうか？逆に、どういう状態であれば「思考停止」しないのでしょうか？

ここで、思考停止をするパターンとしては3つが考えられます。

パターン1

- ・直前に過去問を必死にこなしていた
- ・4月になっても過去問で疑問点があった
- ・連休明けにも過去問の学習配分が多かった
- ・今年は学習時間が少なかった
- ・はっきりとした敗因が解っていない

パターン2

- ・過去問の範囲で勉強はほぼ完結していた
- ・条文は言われたように、ひたすら素読した
- ・青本をあまり活用できなかった
- ・法文集は綺麗な状態である

パターン3

- ・条文／要件は頑張って暗記をした
- ・今年は審査基準が読めていなかった点も敗因だと思っている
- ・PCTが1問も取れなかった
- ・来年に向けてどうすれば合格できるかが解らない

みなさんがどのパターンに当てはまるかによって対策が変わってきます。一つだけ当てはまる人もいれば、複数当てはまる人もいます。

それぞれもパターンの原因と対策について説明していきます。

パターン1：知っている論点問題での思考停止

背景と原因

知っている論点が出た場合、通常はすんなり答えを出すことが可能です。「これなら解ける！」「見たことがある！」という論点はしっかりと押さえる必要があります。

さて、「知っている論点問題」にはいくつか種類がありますが、一番基本的なものは「過去問で見たことがある」という問題です。過去問で解いたことがあれば、結果として素早く正解を導き出すことが可能となるからです。

そして、この過去問パターンは、他の受験生にとっても「知っている論点問題」になります。結果として、正答率が高い問題となり、落とせない問題となるのです。ただ、そうはいつでも「過去問と同じ」聞き方をするのは少ないのです。出題者側も、色々と形式を替えて出題してきます。

したがって、このパターンで思考が停止してしまう人は、まずは、「過去問の学習」が絶対的に少ない人です。

あとは、「過去問を学習」しており「過去問で学習」してない人です。すなわち、過去問を理解せずに、ひたすら暗記することに傾倒してしまったパターンでしょう。

[30-特 13-2]特許異議の申立てにおいて、特許を維持すべき旨の決定の確定後に、決定の証拠となった特許権者の提出した文書が偽造されたものであったことを知った当該特許異議申立人は、当該偽造行為について有罪判決が確定したとき、当該偽造された文書が当該決定の証拠となったことを事由として、再審を請求することができる。



[28-特 14-ハ]特許異議の申立てにおける確定した取消決定に対しては、参加人は、特許権者とともにする場合でなければ、再審を請求することができない。

特許法 171 条

- 1 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。
- 2 民事訴訟法第 338 条第 1 項及び第 2 項並びに第 339 条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

来年に向けての対応策

1 頻出パターンの攻略

Aランクの問題を見ていただくと、特許法・実用新案法で10問、意匠法で5問、商標法で4問、条約で4問、著作権法・不正競争防止法で8問あります。これらの問題を確実に拾うことで、科目別基準点の要件はクリアできると思われます。

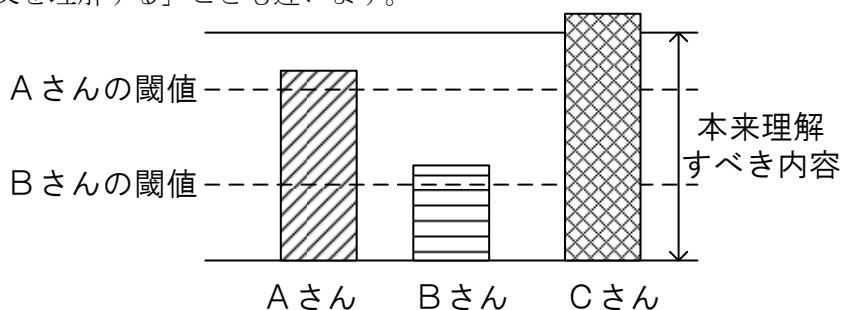
その上で、Bランクの問題をどれだけ多く拾ってくるかが重要です。Bランクまで含めることで52点となります。Bランクの問題は、過去問の範囲で問われている論点が多いです。したがって、過去問の学習が大切になります。

しかし、過去問は「条文を理解するためのツール」です。実際「過去問と同じ問われ方」をしている問題は、かなり少ないでしょう。そうすると、過去問を利用し、しっかりと条文・制度を学習することが必要となります。

そして、考えた上で、回数をこなして自分のものにするということです。過去問は「理解して解けるようになる」まで繰り返すべきです。このとき、決して「作業」になってはいけません。「X回解いた！」という回数だけでは意味が無いと思って下さい。大切なことは「理解をする」ことです。

2 過去問の正確な理解

例年の受験生を見ていて、とくに今年感じたことが、本試験で点数の取れない受験生の多くが「過去問の理解度」が足りていません。「過去問が解ける」と、「過去問を理解する」ことは違いますし、「過去問を理解する」と、「過去問を通して条文を理解する」ことも違います。



ここで、問題は、理解をしたと感じる閾値が受験生によって違うということです。上の図のように、例えば、本来理解すべき内容を超えたところまで学習するCさんは問題ありません。しかし、Aさんのように、本来理解すべき内容手前で「解った」と思ってしまうと、問題の形式が変わると解くことができません。また、Bさんになると、かなり手前で「解った」と感じてしまうために、実際過去問を何回やっても間違えたり、本試験でも失点が大きかったりします。

多くの受験生が共通して学習するのが過去問です。その過去問をしっかり潰していくことが、合格への第一歩と考えるべきでしょう。

パターン2：条文レベル問題での思考停止

背景と原因

パターンBは、条文レベルの問題で思考停止するパターンの人です。過去問を解くことが目的ではなく、過去問は「条文を理解する為のツール」です。そして、過去問の範囲が終わったあとは、過去問で出題されていないところの条文についても学習が必要です。

このとき、ひたすら条文を読んでいるのは「読んだ」作業はしていますが、頭の中に入っていません。

条文を読むポイントは2つです。それは「理解」と「過去問リンク」です。条文を読んでいるときに「理解」をしながら読まないと、結果として「条文の文言通り」に聞かれた問題以外は解くことができません。

そして、条文を理解するためには、条文に「疑問」を持つようにして下さい。なぜその規定があるのか？どうなっているのか？そういう視点から条文を読むことで、知識が確実になります。

そして、条文を読むときに、必ず「過去問」を意識する必要があります。単純にただらだと条文を読んでも記憶に残りません。「過去問で問われている箇所」を意識することで、条文が頭の中に残るのです。

そして、過去問の範囲をつぶせた時期に、過去問で問われていない条文についてもしっかりみていきます。

【商標】7

商標法上の商品・役務又はその使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 2 インターネットを利用する「語学の教授」の役務の提供時に、顧客のコンピュータディスプレイの映像面に表示されるインターネットサイト上に標章を表示する行為は、顧客のコンピュータディスプレイに標章が表示されることになるので、「役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為」に該当する。

来年に向けての対応策

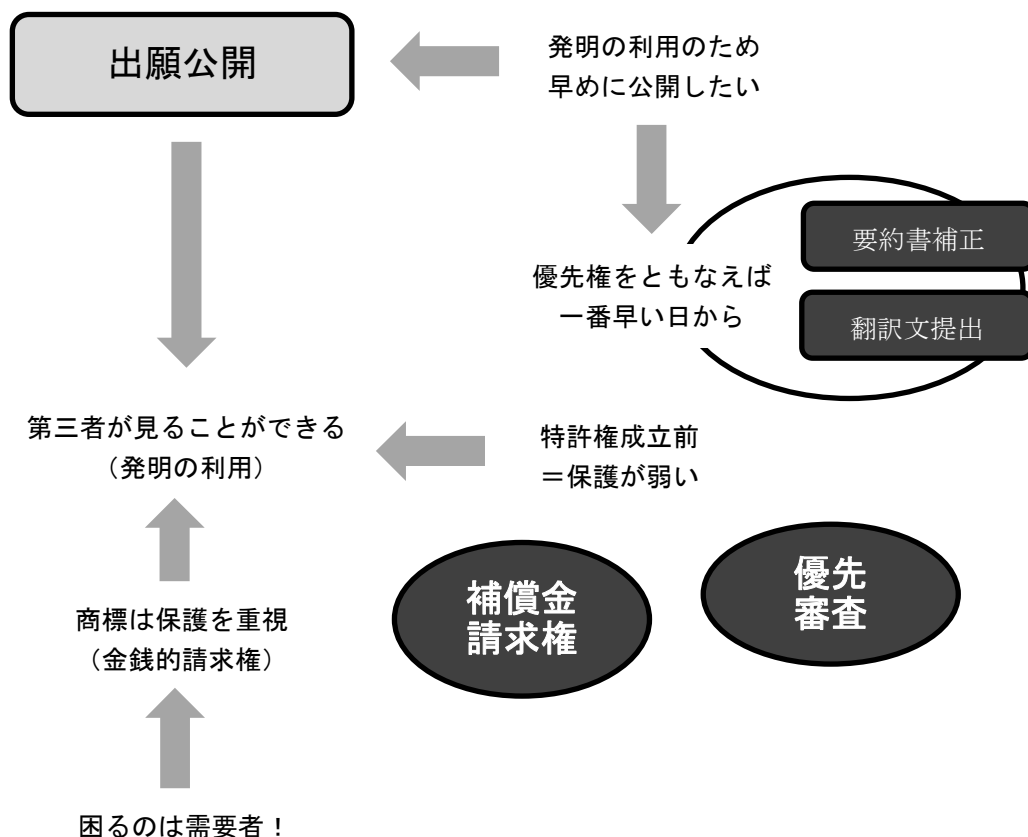
条文を丁寧に読む必要があります。そもそも何故その条文があるのか？この条文はどのような意味があるのか？といった考え方が重要です。

また、学習レベルに応じて学習方法を変える必要があります。インプットの段階であれば、各法域をしっかりと頭の中に入れていく必要があります。それは「ツールが揃っていない」からです。

第64条（出願公開）

特許庁長官は、特許出願の日から1年6月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第1項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

しかし、ある程度の学習が進むと、今度は「ツールを使いこなす」方法を学習する必要があります。この場合は複数の条文を組み合わせたり、比較したりすることで、今まで「点と線」だった知識を「面」に広げることで、より知識を引き出しやすくする必要があります。



パターン3：条文／青本以外の思考停止

背景と原因

つづいて条文／青本以外からの出題で思考パターンが停止する場合があります。過去問でも見たことがない、条文でも見たことがない場合、「どうなっているのだろうか？」となり、思考が停止します。

本試験では防げないパターンとなります。そして、当該問題で思考が停止するのはある意味当然です。典型的な出題箇所はPCT等の条約となりますが、今年は商標法で、このパターンの問題が多かったと思います。

確かに「条文」は大切です。条文を根拠にしっかり学習する必要があります。しかし、条文に頼りすぎるのも問題があります。

条文は「忘れる」のが当たり前です。忘れたから解けませんでしたが、知らなかったから解けませんでしたが、少しもったいないです。

また、審査基準・審判便覧といった部分について、確かに知っていれば有利な点がありますが、総てを学習する（＝試験現場まで覚えている）のには、かなり無理があるとは思われます。

【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。
- 2 図面が発明の理解に必要でない場合であっても、発明の性質上図面によって説明することができるときは、指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。
- 3 国際調査報告は、作成の後速やかに、国際事務局が出願人に送付する。
- 4 国際特許協力同盟の総会は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。
- 5 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならない。

来年に向けての対応策

このような条文／青本以外の問題に対応するためには、「暗記」で勝負しても到底追いつきません。したがって、以下の対応策が必要です。

1 過去問の理解を正しくする

まずは「過去問の理解度」を上げることが重要です。本試験で点数が取れない受験生の多くは「過去問」が解けません。色々な勉強をするまえに、まずは過去問をしっかりと理解するようにする必要があります。

過去問を「正解する」ことが重要ではなく、「理解する」ようになることが大切です。誤魔化さないで理解することは重要ですが、「問題文の論点・背景」をしっかりと理解するようにしていきましょう。

2 条文を大きくとらえる

普段の学習において、「条文を大きく捉える」ようにして下さい。細かく要件、文言を追いつぎると、逆に融通が利かなくなります（モンタージュ理論）。

3 解らないパターンを修得しておく

そうはいつでも「解らない」ことを聞いてくるのが本試験です。解っていることが出ることの方が少ないと思って下さい。

本当に解らなかつたとしても、「出題者側の意図」が問題文には隠されています。条文が解らない、趣旨を考えても解らない、どう考えても答えが出ない！そんな場合は、「妥当な問題」となる視点から解いてみることも重要です。

本年度の復習と来年に向けて

	今年	来年
総学習時間	時間	時間
平日学習時間	時間	時間
休日学習時間	時間	時間
過去問学習回数（全体）	回	回
過去問学習回数（意匠）	回	回
過去問学習回数（パリ）	回	回
短答過去問1周目終了時期	月（上／中／下）	月（上／中／下）
下三法学習開始時期	月（上／中／下）	月（上／中／下）

※：学習時間は昨年の短答試験後（又は学習開始後）から短答試験まで

※：平日／休日の学習時間は平成29年の平均（平成30年直前期以外）

【問題別分析】（正解している問題の欄に「○」を付けて下さい）

	特許法・実用新案法			意匠法			商標法			条約			著作権法・不競法		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
○															
×															

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU18024